

(証券コード1826)
2024年6月4日

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 土屋 三幸

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第75回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

《当社ウェブサイト》

<https://www.sata.co.jp>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「佐田建設」、または証券コードに「1826（半角）」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

《東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）》

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席いただく場合、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって事前の議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

会社提案

（第1号議案から第7号議案まで）

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案 当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

株主提案

（第8号議案）

- 第8号議案 剰余金の処分の件

以 上

-
- ◎ ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

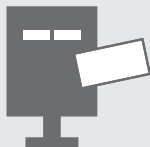
●株主総会にご出席の場合



日時 2024年6月26日(水曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●郵送による行使の場合



行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

詳細は4ページをご覧ください

●インターネットによる行使の場合



行使期限 2024年6月25日(火曜日)午後5時30分入力完了まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】<https://www.web54.net>

詳細は5ページをご覧ください

- 議決権行使書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権をインターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

議決権行使書のご記入方法のご案内

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第8号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としてはこの議案に**反対**しております。

詳細は26から29ページをご参照ください。

▶ 議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

会社提案・当社取締役会の意見に ご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案 (下の候補者を除く)	第4号議案 (下の候補者を除く)	第5号議案	第6号議案	第7号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
	否	否	否	否	否	否	否

議案	第8号議案
株主提案	賛
	否

※黒のボールペンで○をつけてください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使についてのご案内

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法
「スマート行使」

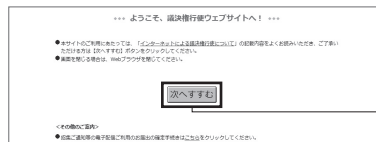
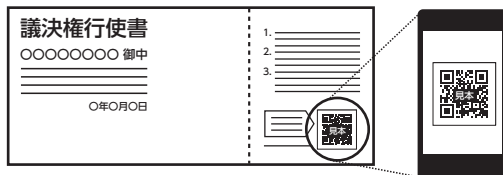
議決権行使コード・パスワードを
入力する方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

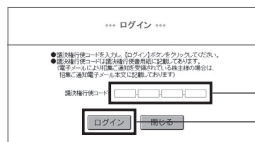
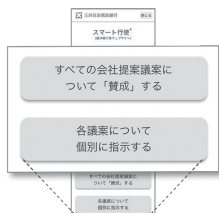
1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案および参考事項

会社提案（第1号議案から第7号議案まで）

〈会社提案〉

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、業績に応じた利益還元に重点を置き、一定の内部留保により経営環境の変化に十分対処できる適切な財務体質を構築することを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき26円
配当総額 398,250,502円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日
- (4) 配当金支払開始日
2024年7月17日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとしたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="338 163 565 193">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="155 232 523 263">第12条～第19条（条文省略）</p> <p data-bbox="254 302 650 332">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="175 371 250 402">（員数）</p> <p data-bbox="155 406 746 470">第20条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="399 474 505 505">（新 設）</p> <p data-bbox="175 579 308 609">（選任方法）</p> <p data-bbox="155 613 746 677">第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="223 716 417 746">② （条文省略）</p> <p data-bbox="223 751 417 781">③ （条文省略）</p> <p data-bbox="175 821 250 851">（任期）</p> <p data-bbox="155 855 746 988">第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="399 1028 505 1058">（新 設）</p>	<p data-bbox="943 163 1170 193">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="762 232 1155 263">第12条～第19条（現行どおり）</p> <p data-bbox="858 302 1254 332">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="780 371 855 402">（員数）</p> <p data-bbox="762 406 1351 470">第20条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、12名以内とする。</p> <p data-bbox="828 474 1351 538">② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p data-bbox="780 579 913 609">（選任方法）</p> <p data-bbox="762 613 1351 710">第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p data-bbox="828 716 1052 746">② （現行どおり）</p> <p data-bbox="828 751 1052 781">③ （現行どおり）</p> <p data-bbox="780 821 855 851">（任期）</p> <p data-bbox="762 855 1351 1022">第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="828 1028 1351 1164">② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名、取締役社長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、<u>法令に別段の定めある場合のほか</u>取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	(削 除)
<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
(新 設)	<p>(監査等委員会規則)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計算</p> <p>第39条～第41条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほしの かつ ゆき 星野 克行 (1959年1月19日生)	1979年4月 当社入社 2009年4月 当社大阪支店土木部長 2014年7月 当社土木本部土木推進部長 2016年6月 当社執行役員土木本部土木推進部長 2017年6月 当社執行役員土木本部統括部長 2018年6月 当社取締役土木本部長 2023年6月 当社専務取締役土木本部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 星野克行氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2018年から当社の取締役、2023年から当社の専務取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、引き続き取締役候補者としております。	29,073株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	荒井清彦 (1957年4月25日生)	1982年4月 当社入社 2010年6月 当社経営企画部次長 2011年7月 当社経営企画部長 2013年6月 当社経営企画部長兼秘書室長 2016年6月 当社常勤監査役 2020年6月 当社取締役経営企画室長（現在）	16,253株
		【取締役候補者とした理由】 荒井清彦氏は、当社の経営企画部門における豊富な経験に加え、2016年から当社の常勤監査役としての知識・経験を有し、当社事業内容に精通しており、2020年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	
3	中尾信芳 (1956年11月9日生)	1977年4月 当社入社 2013年12月 当社建築本部リニューアル部長 2015年6月 当社建築本部工事部第一工事部長 2016年6月 当社執行役員建築本部工事部第一工事部長 2017年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部工事部長 2018年6月 当社執行役員建築本部統括部長 2019年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 2021年6月 当社取締役建築本部長（現在）	11,088株
		【取締役候補者とした理由】 中尾信芳氏は、当社の建築業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、2021年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	狩野純公 (1959年2月8日生)	1982年 4月 当社入社 2008年 6月 当社東京支店副支店長 2009年 4月 当社東京支店第一営業部次長 2011年 6月 当社東京支店営業部長 2017年 6月 当社執行役員東京支店長 2021年 6月 当社常務執行役員東京支店長 2022年 6月 当社取締役営業本部長 (現在)	10,713株
		【取締役候補者とした理由】 狩野純公氏は、当社の営業部門における豊富な経験と実績に加え、2022年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	
5	堀内金弘 (1963年11月16日生)	1982年 4月 当社入社 2011年 6月 当社管理本部財務部次長 2018年10月 当社経営企画部長兼秘書室長 2020年 6月 当社管理本部財務部長 2021年 6月 当社執行役員管理本部財務部長 2023年 6月 当社取締役管理本部長兼財務部長 (現在)	8,454株
		【取締役候補者とした理由】 堀内金弘氏は、当社の経営企画部門と管理部門における豊富な経験と実績に加え、2023年から当社の取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	※ なか じま かつ ひと 中 島 克 仁 (1959年3月24日生)	1983年4月 当社入社 2013年6月 当社土木本部工事部次長 2014年6月 当社土木本部第一工事部長 2017年6月 当社執行役員土木本部第一工事部長 2018年6月 当社執行役員土木本部統括部長（現在） 【取締役候補者とした理由】 中島克仁氏は、当社の土木業務に長年にわたり携わり、現場に精通した豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。	17,345株
7	とみ おか まさ あき 富 岡 政 明 (1955年10月12日生)	1984年12月 社会保険労務士登録（現在） 1986年3月 行政書士登録（現在） 1999年6月 社会保険労務士法人 富岡労務管理事務所代表社員（現在） 2006年11月 特定社会保険労務士登録（現在） 2018年6月 当社取締役（現在） 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 富岡政明氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、特定社会保険労務士、行政書士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門的見地から、経営判断、意思決定に必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	かつら がわ しゅう いち 桂川 修一 (1958年2月25日生)	<p>1991年10月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所</p> <p>1995年 8月 公認会計士登録（現在）</p> <p>2020年 7月 桂川公認会計士事務所所長（現在）</p> <p>2022年 4月 南青山監査法人代表社員（現在）</p> <p>2023年 6月 当社取締役（現在）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>桂川修一氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、公認会計士として専門的な知識・経験を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が再任された場合には、専門の見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要なアドバイスを行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 富岡 政明と桂川 修一の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
- ① 富岡 政明氏は、本総会終結の時をもって6年となります。
- ② 桂川 修一氏は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- 富岡 政明と桂川 修一の両氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
6. 当社は富岡 政明と桂川 修一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3-6.役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ わた なべ ひで ゆき 渡 邊 秀 幸 (1960年2月9日生)	1983年4月 当社入社 2004年5月 当社経営企画室不動産事業部課長 2007年4月 当社本店営業部営業課長 2009年4月 当社さいたま支店第二営業部営業課長 2014年6月 当社さいたま支店営業部次長 2015年6月 当社さいたま支店営業部長 2016年12月 当社営業本部営業推進部長 2020年6月 当社常勤監査役(現在)	7,043株
		<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>渡邊秀幸氏は、当社の営業・管理部門における豊富な経験と実績を有し、2020年から当社の常勤監査役として重要な役割を果たしており、当社の監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	※ <small>まる やま かず き</small> 丸 山 和 貴 (1951年6月24日生)	1981年 4 月 弁護士登録 (現在) 1981年 4 月 丸山法律事務所開業 (現在) 2004年 6 月 当社監査役 (現在) 2015年 8 月 カネコ種苗株式会社社外取締役 (現在) 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 丸山和貴氏は、弁護士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。	0株
3	※ <small>き べ かず お</small> 木 部 和 雄 (1950年9月13日生)	2007年 6 月 株式会社群馬銀行取締役兼執行役員東京駐在・東京支店長 2009年 6 月 同行常務取締役 2011年 4 月 同行常務取締役事務部長 2011年 6 月 同行専務取締役 2014年 6 月 同行取締役副頭取 2015年 6 月 同行代表取締役会長 2015年10月 群馬県人事委員会委員 2019年 6 月 株式会社群馬銀行相談役 (現在) 2020年 6 月 当社監査役 (現在) 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 木部和雄氏は、企業経営についての豊富な経験および金融全般における高度な専門性と幅広い見識を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※ 増田 順一 (1957年1月16日生)	2005年7月 名古屋国税局調査部特別国税調査官 2007年7月 関東信越国税局調査査察部調査第五部門統括国税調査官 2009年7月 木曽税務署長 2012年7月 関東信越国税局調査査察部調査審理課長 2014年7月 関東信越国税局調査査察部調査管理課長 2015年7月 関東信越国税局調査査察部次長 2016年7月 長野税務署長 2017年8月 税理士登録（現在） 2017年12月 当社仮監査役 2018年6月 当社監査役（現在）	1,200株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 増田順一氏は、税理士として専門的な知識・経験を有し、当社の社外監査役として重要な役割を果たしていただいております。監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は丸山 和貴と増田 順一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 監査等委員である社外取締役候補者が社外監査役に就任してからの年数
 ① 丸山 和貴氏は、本総会終結の時をもって20年となります。
 ② 木部 和雄氏は、本総会終結の時をもって4年となります。
 ③ 増田 順一氏は、本総会終結の時をもって6年となります。
 5. 監査等委員である社外取締役との責任限定契約について
 丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は3氏との間で責任限定契約を締結しております。3氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合には、当社は3氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
 社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。
 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告3-6.役員等賠償責任保険契約に関する事項に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 および担当	企業経営	営業	技術・品質	財務・会計 ・税務	法務・コンプライアンス・ リスク管理	人事・労務
星野 克行	代表取締役社長	●	●	●		●	●
荒井 清彦	取締役専務執行役員経営企画担当	●			●	●	●
中尾 信芳	取締役常務執行役員建築本部長	●	●	●			
狩野 純公	取締役常務執行役員営業本部長	●	●				
堀内 金弘	取締役執行役員管理本部長	●			●	●	
中島 克仁	取締役執行役員土木本部長	●	●	●			
富岡 政明	社外取締役						●
桂川 修一	社外取締役				●		
渡邊 秀幸	監査等委員である取締役		●			●	
丸山 和貴	監査等委員である社外取締役					●	
木部 和雄	監査等委員である社外取締役	●					
増田 順一	監査等委員である社外取締役				●		

※上記一覧は、取締役および監査等委員である取締役が有する全ての知識・経験・能力を表すものではありません。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2023年6月27日開催の第74回定時株主総会において年額180百万円以内とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額180百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。取締役の報酬額には役員賞与相当額を含むものといいたします。また、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといいたします。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の決定方針を決議しており、その概要は事業報告39から40ページに記載のとおりであり、本議案をご承認いただいた場合には、本総会終了後の取締役会において、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しておりますが、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に沿うものであり相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額36百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといいたします。

第7号議案 当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度につきご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、本制度に係る報酬枠を廃止し、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で、新たに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠の設定をお願いするものです。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額36百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、監査等委員である取締役および社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は事業報告39から40ページに記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、本議案につきましても実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない

ものいたします。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

株主提案（第8号議案）

第8号議案は、株主様1名からのご提案によるものです。

以下の議案の要領および提案の理由は、本提案株主様から提出された本株主提案書面の該当箇所を形式的な調整を除き原文のまま掲載しております。

〈株主提案〉

第8号議案 剰余金の処分の件

ア 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。

(ア) 配当財産の種類

金銭

(イ) 1株あたり配当額

金58円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たり剰余金配当金額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金58円）

(ウ) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記（イ）の1株あたり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2024年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

(エ) 剰余金の配当の効力が生じる日

本定時株主総会の日

(オ) 配当金支払開始時

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

イ 提案の理由

(ア) 当社のPBRは、依然として東証の要請を満たすものでないこと

2023年3月、東京証券取引所（以下「東証」という。）は、PBR（株価純資産倍率）の低迷する上場企業に対して、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を継続的に実施するように要請した。東証は、「PBR1倍割れは、資本コストを上回る資本収益性を達成できていない、あるいは、成長性が投資者から十分に評価されていないことが示唆される1つの目安」とコメントしており、PBRの改善に向けた方針や具体的な目標について、投資者へ分かりやすい形で開示することを求

めている。

この点、当社からは、2024年2月5日付けで「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」と題するリリースがなされ、ROE8%以上、PBR1倍という経営指標目標が、配当方針として、配当性向50%以上、下限配当額を1株26円とすることが掲げられているが、当社のPBRは依然として1倍を大きく下回ったままである。

提案株主は、これまで、当社に対して、面談や文書の送付を通じ、市場評価の改善、ひいてはPBR1倍達成に向けた対応を取締役会で検討し、早急に公表するよう求めてきたが、東証の要請から1年以上経過しているにもかかわらず、当社の対応は上記にとどまっており、経営の怠慢と言わざるを得ない。

(イ) 過剰な自己資本の見直し

また、当社は2004年の私的整理以降、2012年3月期まで無配であったことが象徴するように、一貫して内部留保を優先する経営を行ってきた。その結果、2023年3月期には、100億円を上回るキャッシュを保有するに至り、その規模は当社の時価総額と同等の規模となっている。当社を再建するための企業努力について、一定の評価はできるものの、ひたすら内部留保を行うだけの経営では企業価値が向上することはない。当社は、人的資本への投資及び設備投資などを積極的に行い、企業価値を向上させていく施策を行っていくべきである。そのためには、それらの施策に係る投資費用等を具体的に見積もって、これを公表し、実践していかなければならない。

このような成長戦略の前提としても、まずは現状の過剰な自己資本（過剰なキャッシュ）を見直すべきである。

(ウ) 具体的な対応策

以上のとおり、①当社は、株主をはじめとするステークホルダーの期待に応え、資本コスト・資本収益性を十分に意識した経営資源の配分を行うためには、まずはPBR1倍を達成すべきであること、②当社の過剰な自己資本を見直すべきであり、これ以上の資本の積み上げは不要であること、を総合的に勘案し、今期の配当を、当社のDOE（株主資本配当率）6%相当額を踏まえた額である1株当たり58円とすべきことを提案する。

以上

ウ 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、以下の理由により本株主提案に反対いたします。

エ 反対の理由

当社は、中長期にわたり持続的に企業価値を向上していくためには、「事業の成長と収益性の向上」「資本・財務戦略の強化」「積極的なＩＲ・ＳＲ活動の推進」「ガバナンスの強化等」をバランスよく実現することが重要であると考えております。

当社取締役会は、本観点から複数回の議論を重ね、2024年2月5日にリリースした「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」において、新たな経営指標目標として「ＲＯＥ 8 %以上」と「ＰＢＲ 1倍」を設定しました。また、従来「株主の皆様に対し安定配当を行うと共に、業績に応じた利益還元を行う」ことを基本的な配当方針としてきましたが、業績に応じた利益還元として「配当性向50%以上」、配当の安定性を考慮して「下限配当額 1株26円」とする配当方針を新たに決めました。2023年度の期末配当につきましては、業績が会社計画に達しなかったものの、本配当方針に基づき、普通株式1株につき26円の配当を行うことを予定しております。

建設業界を取り巻く環境は、長期化する資材価格の高騰や働き方改革への新たな対応等を背景として、依然として厳しい状況が続いておりますが、「現中期経営計画」の最終年度である2025年3月期は、当社グループとして、売上高332.5億円・営業利益12.7億円・受注高347.5億円を目指しております。「事業の成長と収益性の向上」の観点において、営工一体の受注獲得活動を推進するとともに、DXの推進や事業関連設備の更新（アスファルトプラント更新投資約10億円等）、技術センターの拡充に加えて、M&Aの検討・実施も行い、安定的に8%以上のROEを達成できるよう事業基盤の確立・強化を図ってまいります。また、優秀な人材の確保、現場施工力の維持・向上、従業員の生活水準維持・向上のために、これまで抑制的であった人的資本等への投資を強化し、将来の成長性を担保してまいります。

他方、本株主提案は、当社の現在の自己資本とキャッシュが過剰であるとの見解に基づき、内部留保の取り崩しを前提に、1株当たり配当金額として58円を提案する内容となっております。しかしながら、当社のような元請の建設会社には、協力事業者等への外注費について受注規模に応じた支払（立替）余力が求められ、負債勘定の多くを占める未成工事受入金（前受金）にはキャッシュとしての流動性が乏しいという性質があ

ります。当社は状況に応じて、成長分野への投資に借入金の活用を検討していることから、手元キャッシュが特に過剰であるとは判断しておりません。むしろ、株主提案にあるD〇E 6%に相当する配当総額は、今期の当期純利益0.75億円を大きく上回る約9億円（2023年度期末ベース）であり、将来における経営環境の変化や継続的な成長投資の必要性が十分に考慮されていない、過大な水準の提案であると考えております。

現在の当社は、2004年に「私的整理に関するガイドライン」に基づく再建を行った際にご支援いただいた多くのステークホルダーの皆様を支えられ、財務の健全性を高めまいりました。経営環境の変化に機動的に対処するためには、一定の内部留保に基づく健全な財務体質が必要となりますが、その上で、将来の成長に向けた投資を積極的に行い、より堅固な事業基盤を構築してまいりたいと考えます。

当社といたしましても「PBR 1倍」は早期に達成を目指すべき目標の一つと認識しておりますが、その前提として「事業の成長と収益性の向上」や人的資本強化のための投資と「株主の皆様への利益還元」を最適かつ合理的なバランスで配分していく必要があります。その点において、本株主提案はバランスを欠いたものであり、当社が目指している「持続的な企業価値の向上」と「継続的な株主共同の利益の向上」には繋がらないものと判断いたします。

したがって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過およびその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、アフターコロナ期への移行が進む中で、社会・経済活動は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、長期化するロシア・ウクライナ情勢に加えて中東情勢も緊迫化するなど不安定な状況が継続しています。それに加えて外国為替市場における円安基調の強まりの影響もあり資源価格・原材料価格の高騰が続き、依然として厳しい経営環境となりました。

建設業界におきましては、安定的な公共投資、回復傾向にある民間設備投資によって増加基調にありましたが、供給面においては、建設資材の価格高騰や労務需給の逼迫、建設業の時間外労働上限規制への対応等の影響もあり、厳しい事業環境となりました。

当社グループはこのような状況下、受注の獲得と利益の向上に全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は、土木関連86億3千1百万円(前期比4.9%減)、建築関連264億9千3百万円(前期比74.8%増)、兼業事業5億8千3百万円(前期比28.4%増)となり、合計で前期と比べ110億1千9百万円増加し357億9百万円(前期比44.6%増)となりました。

売上高は、土木関連72億4千8百万円(前期比37.3%減)、建築関連182億5千1百万円(前期比0.8%増)、兼業事業5億8千3百万円(前期比28.4%増)となり、合計で前期と比べ40億3千7百万円減少し260億8千3百万円(前期比13.4%減)となりました。

繰越高は、土木関連68億6百万円(前期比25.5%増)、建築関連168億3千万円(前期比96.0%増)となり、合計で前期と比べ96億2千5百万円増加し236億3千7百万円(前期比68.7%増)となりました。

営業利益は、売上高の減少や、労務・原材料価格の大幅な上昇や不採算工事の工事損失引当金繰入等の影響により、前期に比べ16億2千2百万円減少し2億円(前期比89.0%減)となりました。

経常利益は、前期に比べ16億2千3百万円減少し2億1千万円(前期比88.5%減)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産の取崩による法人税等調整額4千7百万円の計上等により、前期と比べ12億5千万円減少し7千5百万円(前期比94.3%減)となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連66億2千7百万円(前期比14.7%減)、建築関連189億2千7百万円(前期比60.7%増)、兼業事業6億1千4百万円(前期比33.8%増)となり、合計で前期と比べ61億6千4百万円増加し261億6千9百万円(前期比30.8%増)となりました。また、工事関係の受注高の工事別比率は、土木関連25.9%、建築関連

74.1%であり、発注者別比率では、官公庁工事39.9%、民間工事60.1%であります。

売上高は、土木関連56億6千5百万円(前期比45.0%減)、建築関連127億3千7百万円(前期比12.4%減)、兼業事業6億1千4百万円(前期比33.8%増)となり、合計で前期と比べ62億7千3百万円減少し190億1千7百万円(前期比24.8%減)となりました。また、工事関係の売上高の工事別比率は、土木関連30.8%、建築関連69.2%であり、発注者別比率では、官公庁工事39.3%、民間工事60.7%であります。

繰越高は、土木関連62億8千1百万円(前期比18.1%増)、建築関連140億8千4百万円(前期比78.4%増)となり、合計で前期と比べ71億5千2百万円増加し203億6千6百万円(前期比54.1%増)となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連30.8%、建築関連69.2%であり、発注者別比率では、官公庁工事41.7%、民間工事58.3%であります。

営業利益は、連結と同様の理由により、前期に比べ16億6千9百万円減少し1億6千9百万円の営業損失(前年同期は営業利益14億9千9百万円)となりました。

経常利益は、前期に比べ16億8千7百万円減少し7千5百万円の経常損失(前年同期は経常利益16億1千1百万円)となりました。

当期純利益は、前期に比べ13億2千3百万円減少し9千7百万円の当期純損失(前年同期は当期純利益12億2千6百万円)となりました。

② 部門別の事業の状況
(企業集団の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	5,423	8,631	7,248	6,806
	建築関連	8,588	26,493	18,251	16,830
小 計		14,011	35,125	25,499	23,637
兼 業 事 業		—	583	583	—
合 計		14,011	35,709	26,083	23,637

(当社の状況)

受注高・売上高・繰越高

(単位 百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設 事業	土木関連	5,319	6,627	5,665	6,281
	建築関連	7,894	18,927	12,737	14,084
小 計		13,214	25,555	18,402	20,366
兼 業 事 業		—	614	614	—
合 計		13,214	26,169	19,017	20,366

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

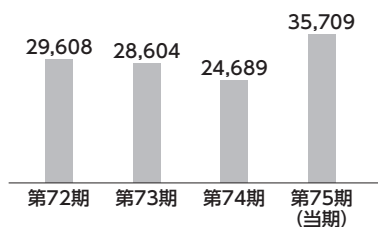
1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の状況

項 目 \ 期 別	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期(当期)
受 注 高 (百万円)	29,608	28,604	24,689	35,709
売 上 高 (百万円)	31,689	26,660	30,121	26,083
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	651	355	1,325	75
1株当たり当期純利益 (円)	42.02	22.92	85.68	4.90
総 資 産 (百万円)	25,199	25,837	26,781	26,297
純 資 産 (百万円)	14,396	14,554	15,573	15,245

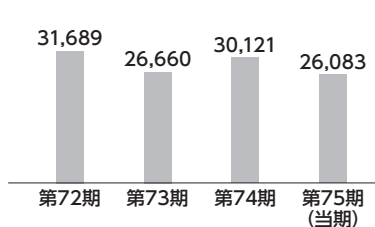
受注高

単位：百万円



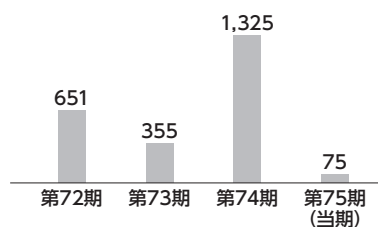
売上高

単位：百万円



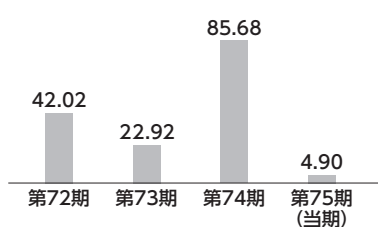
親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



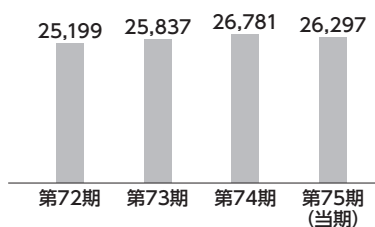
1株当たり当期純利益

単位：円



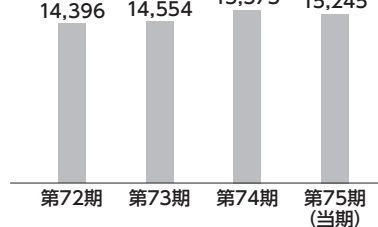
総資産

単位：百万円



純資産

単位：百万円

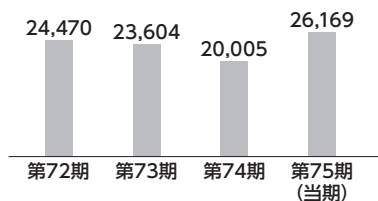


② 当社の状況

項目 \ 期別	2020年度 第72期	2021年度 第73期	2022年度 第74期	2023年度 第75期(当期)
受注高 (百万円)	24,470	23,604	20,005	26,169
売上高 (百万円)	26,636	21,598	25,290	19,017
当期純利益 (△損失) (百万円)	540	198	1,226	△97
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	34.85	12.82	79.24	△6.39
総資産 (百万円)	22,388	22,471	23,811	22,062
純資産 (百万円)	12,561	12,563	13,482	12,981

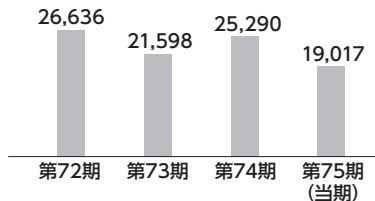
受注高

単位:百万円



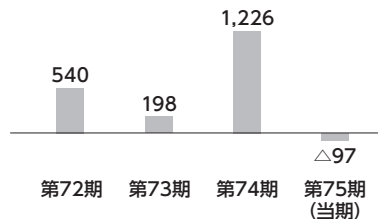
売上高

単位:百万円



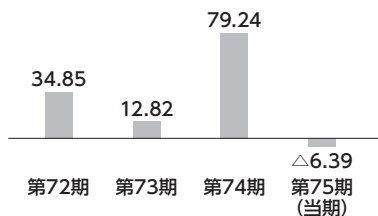
当期純利益 (△損失)

単位:百万円



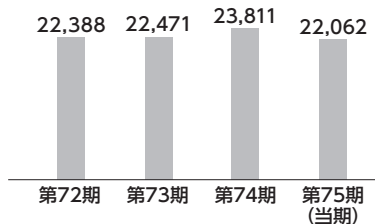
1株当たり当期純利益 (△損失)

単位:円



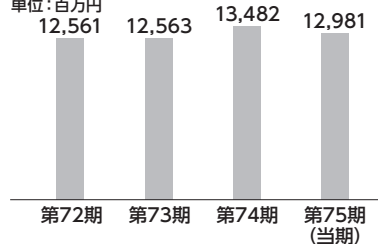
総資産

単位:百万円



純資産

単位:百万円



1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、アフターコロナ期への移行が進む中で、社会経済活動も緩やかに持ち直しが予想されますが、長期化するロシア・ウクライナ情勢に加えて中東情勢も緊迫化するなど不安定な状況が継続しています。それに加えて外国為替市場における円安基調の強まりの影響もあり資源価格・原材料価格の高騰が続き、先行き不透明感が増しております。

建設業界におきましては、安定的な公共投資、回復傾向にある民間設備投資によって増加基調にあります。しかし供給面においては、建設資材の価格高騰や労務需給の逼迫、建設業の時間外労働上限規制への対応等の影響もあり、厳しい事業環境が続くものと予測されます。

このような状況の中、当社グループは「中期経営計画（2022.4～2025.3）」の以下の方針に基づき、事業を行ってまいります。

- ① 安定的な受注と適正利益の確保
 - 1.重点取組案件の明確化
 - 2.市場戦略の見直し
 - 3.計画達成のための組織の再編
 - 4.施工体制の再構築・営工連携の徹底
 - 5.アフターフォローの市場への対応
 - 6.グループ企業の収益力向上
- ② サステナビリティ経営の推進
 - 1.E S G経営の実践
 - 2.人材の確保と育成
 - 3.D Xの推進
 - 4.働き方改革の推進
 - 5.コーポレートガバナンスの強化

また、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るべく、「今後の取組みの方向性と重点取組み項目」を策定しました。

＝配当方針＝

基本方針：利益配分につきましては、業績に応じた利益還元に重点を置き、一定の内 部留保により経営環境の変化にも十分対処できる適切な財務体質を構築し ます。
配当性向：50%以上とし、下限配当額を1株26円とします。
適用期間：本方針は、現行の中期経営計画期間（2025年3月期まで）において適用し ます。本方針を踏まえ、新たな成長戦略に基づき次期中期経営計画を策定 してまいります。

＝経営指標目標＝

ROE	8%以上
PBR	1倍

今後、中期経営計画と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた方針の確実な遂行に最大限の努力を行ってまいります。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-5）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築ならびに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（3）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社4社は建設工事の受注・施工を行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群馬県前橋市	栃 木 支 店	栃木県宇都宮市
東 京 支 店	東京都豊島区	茨 城 支 店	茨城県下妻市
大 阪 支 店	大阪府大阪市	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
さいたま支店	埼玉県さいたま市		
子 会 社			
佐田道路(株)	群馬県前橋市	彩光建設(株)	埼玉県さいたま市
(株)島田組	群馬県桐生市	(株)リフォーム群馬	群馬県前橋市

(注) 1. 栃木支店を2024年5月7日付で移転しました。

2. (株)前橋機材センターは、2023年4月1日付で当社に吸収合併され解散いたしました。

(2) 使用人の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
460名	10名増	45.0才	21.0年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
372名	14名増	46.1才	21.9年

1-7. 重要な親会社および子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計および施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、(株)前橋機材センターが当社に吸収合併され解散したため連結子会社は4社であります。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりです。

1-8. 主要な借入先および借入額

借入先	借入残高
株式会社足利銀行	210百万円
株式会社みずほ銀行	100百万円
株式会社東和銀行	100百万円
三井住友信託銀行株式会社	100百万円
株式会社群馬銀行	50百万円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 15,317,327株 (自己株式203,906株を除く)
 ③ 当事業年度末の株主数 4,372名 (前期末比403名減)
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
佐田建設従業員持株会	8,335百株	5.4%
立花証券株式会社	8,000	5.2
齊丸千代	7,517	4.9
佐田建設伸佐会持株会	7,082	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6,825	4.5
株式会社群馬銀行	6,371	4.2
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8221-623793	5,186	3.4
サンシャインE号投資事業組合	4,701	3.1
齊丸興業株式会社	4,170	2.7
サンシャインD号投資事業組合	3,320	2.2

(注) 持株比率は、自己株式 (203,906株) を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 譲渡制限付株式報酬

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,000株	6名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	土 屋 三 幸	
専 務 取 締 役	星 野 克 行	土木本部長
取 締 役	荒 井 清 彦	経営企画室長
取 締 役	中 尾 信 芳	建築本部長
取 締 役	狩 野 純 公	営業本部長
取 締 役	堀 内 金 弘	管理本部長兼財務部長
取 締 役	富 岡 政 明	特定社会保険労務士・行政書士 社会保険労務士法人富岡労務管理事務所 代表社員
取 締 役	桂 川 修 一	公認会計士・桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員
常 勤 監 査 役	渡 邊 秀 幸	
監 査 役	丸 山 和 貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役
監 査 役	木 部 和 雄	株式会社群馬銀行 相談役
監 査 役	増 田 順 一	増田順一税理士事務所 税理士

(注) 1. 当期中の取締役、監査役の異動

①2023年6月27日開催の第74回定時株主総会において、堀内 金弘と桂川 修一の両氏は、新たに取締役に選任され就任し、中村 和夫と林 章の両氏は、第74回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。

②2023年6月27日開催の第74回定時株主総会終了後の取締役会において、専務取締役に星野 克行氏が選定され就任いたしました。

2. 取締役富岡 政明と桂川 修一の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役丸山 和貴、木部 和雄、増田 順一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 取締役富岡 政明、桂川 修一、監査役丸山 和貴、増田 順一の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 監査役木部 和雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役増田 順一氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	64 (6)	49 (5)	10 (0)	4 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (9)	16 (8)	1 (1)	- (-)	4 (3)

(注) 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき決議した株式数に割当決議前日の終値で計算した金額を記載しています。

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針の事項
- a. 決定方針の決定方法
2021年3月22日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しています。
- b. 基本方針
取締役の報酬は、企業価値向上を強く志向する体系およびインセンティブが十分に機能するよう株主利益と連動した体系としています。
報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準としています。
業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、原則、基本報酬のみとするが、業績連動報酬等を支給することができるものとしています。
- c. 基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針
取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与等の水準を総合的に勘案して決定しています。
- d. 業績連動報酬ならびに非金銭報酬等の内容および報酬額の決定に関する方針
業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益の業績達成度合いに応じた現金報酬額を取締役会で決定し、賞与として毎年、一定の時期に支給しています。連結営業利益を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していることによるものです。なお、当事業年度の連結営業利益は200百万円でした。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（譲渡制限期間30年、報酬枠年額3,600万円以内、交付する普通株式の上限として100,000株、割当決議時点の状況等を総合的に勘案）の付与を取締役会で決定し、一定の時期に支給しています。

種類別の報酬割合は、役位に応じて設定する年額の総報酬額を基礎に、上位の役位ほど業績連動報酬の割合を高く設定しています。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、代表取締役社長 土屋三幸が、各取締役の基本報酬額および業績連動報酬等として各取締役の担当部門業績を踏まえた賞与の評価配分額を提示し、取締役会で決議しています。

取締役会は、社外取締役の意見も反映し監督機能を十分に果たさなければならないものとしています。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を取締役会に諮り、報酬案に対する全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項
当社取締役および監査役の報酬等の限度額は以下のとおり、決議されています。

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (うち社外取締役)	金 銭 報 酬	年額180万円以内	2023年6月27日開催の第74回定時株主総会	8名 (2名)
取締役 (社外取締役を除く)	株 式 報 酬	年額36万円以内	2020年6月25日開催の第71回定時株主総会	6名
監査役 (うち社外監査役)	金 銭 報 酬	年額36万円以内	2023年6月27日開催の第74回定時株主総会	4名 (3名)

3-3. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	富岡 政明	社会保険労務士法人 富岡労務管理事務所 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
取締役	桂川 修一	桂川公認会計士事務所 所長 南青山監査法人 代表社員	当社との重要な取引関係はありません。
監査役	丸山 和貴	丸山法律事務所 弁護士 カネコ種苗株式会社 社外取締役	当社との重要な取引関係はありません。
監査役	木部 和雄	株式会社群馬銀行 相談役	当社は株式会社群馬銀行との定常的な銀行取引があります。
監査役	増田 順一	増田順一税理士事務所 税理士	当社との重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	富岡 政明	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、必要に応じ、主に特定社会保険労務士としての専門的見地から、当社の意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っています。
取締役	桂川 修一	当事業年度に開催された取締役会のうち就任後に開催された12回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会9回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	木部 和雄	当事業年度に開催された取締役会15回すべてに出席し、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に企業経営から培った豊富な経験・見識等から、当社の企業統治等について発言を行っています。

区 分	氏 名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
監査役	増田 順一	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、監査役会9回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役富岡 政明氏、桂川 修一氏および社外監査役丸山 和貴氏、木部 和雄氏、増田 順一氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	3人	6百万円
社 外 監 査 役	3人	9百万円

3-6. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社のすべての取締役および監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその行為に起因して負担する法律上の損害賠償金および争訟費用を補填することを目的としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者の違法行為に起因して生じたものは填補されない等の免責事由があります。

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名または名称

当社の会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

4-2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	26百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4-3. 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について決議しており、その概要は以下のとおりであります。

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行われ、または、行われようとしている

ときには、経営企画部に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部が内部監査を兼担する。経営企画部は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対して毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任なら

びに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行う。

経営企画部は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、顧客、株主および地域の皆様に更に信頼され、活力のある企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行う。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、2001年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款ならびに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行い、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行うため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行うとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行うとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社4社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。

- ② 子会社の管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。

- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。

- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社

から役職員を監査役として派遣することとする。

- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に従い、案件に応じて、経営会議もしくは取締役会において決定し、子会社は、定期的に当社へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行われないよう監視し、業務の適正を確保する。
- ⑦ 子会社における業務執行に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ② 当該使用人に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

5-8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役職員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人ならびに子会社の取締役、使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

5-10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払などの請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

5-11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行い意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。監査役会の重要情報へのアクセスならびに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

6-1. 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を経営企画部がモニタリングして、その結果を経営会議で評価し、必要な対応を実施いたしました。

6-2. コンプライアンス

当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行いました。

6-3. リスク管理体制

毎週開催される経営会議において、各本部・本支店・グループ各社から報告される内部環境リスク・業務活動リスク・外部環境リスクの検証を行い、全社的な情報共有に努め、重大な事案については取締役会に報告し、適切に措置を講じました。

6-4. 内部監査

内部監査方針および監査計画に基づき、経営企画部が当社およびグループ各社の内部監

査を実施し、その結果に基づく情報の提供ならびに改善・合理化への助言・提案等を通じて、業務プロセスにおける業務効率の向上を実現いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額および持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	21,255	流動負債	10,039
現金預金	13,936	工事未払金	4,619
受取手形	96	買掛金	97
完成工事未収入金	5,901	短期借入金	282
売掛金	115	1年内償還予定の社債	530
未成工事支出金	10	未払金	155
材料貯蔵品	82	未成工事受入金	2,766
未収入金	623	完成工事補償引当金	65
未戻付法人税等	298	賞与引当金	375
未収消費税等	131	役員賞与引当金	12
その他	58	工事損失引当金	406
		その他	729
固定資産	5,041	固定負債	1,012
有形固定資産	3,968	社債	200
建物・構築物	852	長期借入金	278
機械・運搬具	306	長期未払金	4
器具・備品	46	再評価に係る繰延税金負債	391
土地	2,705	退職給付に係る負債	92
その他	57	その他	46
		負債合計	11,051
無形固定資産	295	(純資産の部)	
ソフトウェア	29	株主資本	14,407
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	234	資本剰余金	2,048
		利益剰余金	10,568
投資その他の資産	777	自己株式	△95
投資有価証券	415	その他の包括利益累計額	837
繰延税金資産	302	その他有価証券評価差額金	△13
その他	60	土地再評価差額金	851
		純資産合計	15,245
資産合計	26,297	負債・純資産合計	26,297

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高	25,499	
完成工業事業売上高	583	26,083
売 上 原 価	23,855	
完成工業事業売上原価	504	24,359
売 上 総 利 益	1,644	
完成工業事業総利益	79	1,723
販売費及び一般管理費		1,523
営業利益		200
営業外収益		
受取利息配当金	2	
その他の営業外収益	15	18
営業外費用		
支払利息	7	
その他の営業外費用	1	8
経常利益		210
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
投資有価証券評価損	29	29
税金等調整前当期純利益		183
法人税、住民税及び事業税	61	
法人税等調整額	47	108
当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		75

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2023年4月1日残高	1,886	2,048	10,891	△100	14,725
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△397		△397
親会社株主に帰属する当期純利益			75		75
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬		△0		4	4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計		△0	△322	4	△318
2024年3月31日残高	1,886	2,048	10,568	△95	14,407

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2023年4月1日残高	△3	851	847	15,573
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△397
親会社株主に帰属する当期純利益				75
自己株式の取得				△0
譲渡制限付株式報酬				4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△10		△10	△10
連結会計年度中の変動額合計	△10		△10	△328
2024年3月31日残高	△13	851	837	15,245

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 4社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム群馬・彩光建設株式会社

(注)㈱前橋機材センターは、2023年4月1日付で当社に吸収合併され解散いたしました。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券	市場価格のない	時価法
	株式等以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
	市場価格のない	主として移動平均法による原価法
	株式等	

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

未成工事支出金	個別原価法
材料貯蔵品	最終仕入原価法

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
（耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

（耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。）

- 3.リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

4. 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

5. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
3. 建設工事の共同企業体（JV）に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
4. グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高

- ・当期連結計算書類に計上した金額 15,456百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、当連結会計年度末までの進捗部分について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。工事原価総額の見積りは実行予算によって行います。

工事原価総額の見積りに用いた仮定には、気象条件、施工条件、資機材価格、作業効率等さまざまな要素があります。それら主要な仮定について適時・適切に見積りを行っておりますが、主要な仮定が変動した場合、翌連結会計年度の完成工事高が増減する可能性があります。

(2) 繰延税金資産

- ・当期連結計算書類に計上した金額 302百万円
- ・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、将来減算一時差異に対して、将来の課税所得が十分に見込まれる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得の見積りに際して、受注見込高や工事利益率等を主要な仮定として、一時差異のスケジューリングを考慮して回収可能性を見積っております。

翌連結会計年度以降、主要な仮定に変動が生じ、将来の課税所得の見積額が影響を受けた場合、繰延税金資産が増減し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産	建 物	630百万円
	土 地	2,413百万円
	合 計	3,043百万円

②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		4,142百万円
(3) 土地の再評価		

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日	2000年3月31日
③再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△939百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	15,521,233	—	—	15,521,233

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	213,902	4	10,000	203,906

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加4株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少10,000株であります。

(3) 配当に関する事項

・配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当り配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	397	26.00	2023年3月31日	2023年6月28日

- ・基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月26日開催の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	398	26.00	2024年3月31日	2024年6月26日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、時価のある有価証券については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券(その他有価証券)	209	209	—
資産計(※1)	209	209	—
(1)社債(※2)	730	729	△0
(2)長期借入金(※3)	360	359	△0
負債計	1,090	1,089	△0

(※1) 「現金預金」「受取手形」「完成工事未収入金」「工事未払金」「短期借入金」「未成工事受入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 社債は一年以内償還予定の社債が含まれております。

(※3) 長期借入金は一年以内返済予定の長期借入金が含まれております。

①非上場株式の時価の算定方法に関する事項

1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額205百万円)は、市場価格がなく、「投資有価証券(その他有価証券)」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により

算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	52	－	－	52
債券	－	－	157	157

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債 (単位 百万円)

区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	－	729	－	729
長期借入金	－	359	－	359

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、債券については純資産に基づく評価モデルもしくは、その他の適切な評価技法を用いて測定しています。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債を含む）

社債の時価は、市場価格のない社債であり、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	5,036	2,574	－	7,610	7,610
民間	2,211	15,677	583	18,472	18,472
顧客との契約から生じる収益	7,248	18,251	583	26,083	26,083
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	7,248	18,251	583	26,083	26,083

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	4,656	3,249
契約資産	4,147	2,864
契約負債	1,031	2,766

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

- (4) 残存履行義務に配分した取引価格
未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2024年3月31日時点で23,637百万円で
あります。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年
以内に収益として認識されると見込んでおります。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	995円30銭
1 株当たり当期純利益	4円90銭

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,029	流動負債	8,192
現金預金	10,742	工事未払金	3,214
受取手形	76	買掛金	95
完成工事未収入金	4,821	短期借入金	282
売成工事掛支金	126	1年内償還予定の社債	530
材料貯蔵品	11	未成工事受入金	94
未収入金	74	完成工事補償引当金	2,505
未収還付法人税等	653	賞与引当金	62
未収消費税	286	役員賞与引当金	291
その他	170	工事損失引当金	12
	65	その他	403
			700
固定資産	5,033	固定負債	888
有形固定資産	3,649	社債	200
建物・構築物	834	長期借入金	278
機械・運搬具	209	長期未払金	4
器具・備品	46	再評価に係る繰延税金負債	391
土地	2,539	その他	14
その他	20		
無形固定資産	200	負債合計	9,081
ソフトウェア	28	(純資産の部)	
電話加入権	29	株主資本	12,143
その他	142	資本金	1,886
		資本剰余金	2,006
		資本準備金	1,940
		その他資本剰余金	65
投資その他の資産	1,183	利益剰余金	8,347
投資有価証券	414	その他利益剰余金	8,347
関係会社株	467	繰越利益剰余金	8,347
延税	262	自己株式	△95
その他	40	評価・換算差額等	837
		その他有価証券評価差額金	△13
		土地再評価差額金	851
資産合計	22,062	純資産合計	12,981
		負債・純資産合計	22,062

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	18,402	
兼業事業売上高	614	19,017
売 上 原 価		
完成工事原価	17,432	
兼業事業売上原価	552	17,985
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	969	
兼業事業総利益	61	1,031
販売費及び一般管理費		1,201
営 業 損 失		169
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	80	
その他の営業外収益	21	102
営 業 外 費 用		
支払利息	6	
その他の営業外費用	1	8
経 常 損 失		75
経 常 損 失		
投資有価証券評価損	29	
抱合せ株式消滅差損	19	49
税 引 前 当 期 純 損 失		124
法人税、住民税及び事業税	△75	
法人税等調整額	48	△27
当 期 純 損 失		97

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2023年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,006	8,843	8,843
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△397	△397
当期純損失 (△)					△97	△97
自己株式の取得						
譲渡制限付株式報酬			△0	△0		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計			△0	△0	△495	△495
2024年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,006	8,347	8,347

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2023年4月1日残高	△100	12,634	△3	851	847	13,482
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△397				△397
当期純損失 (△)		△97				△97
自己株式の取得	△0	△0				△0
譲渡制限付株式報酬	4	4				4
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△10		△10	△10
事業年度中の変動額合計	4	△491	△10		△10	△501
2024年3月31日残高	△95	12,143	△13	851	837	12,981

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 主として移動平均法による原価法 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- | | |
|-----------|---------|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法 |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）
(耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法（ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。) |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上しております。 |

- ③ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - ⑤ 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社は建設事業（土木関連・建築関連）を主な内容とした事業活動を展開しております。
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。
一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
 - ② 建設工事の共同企業体(JV)に係る会計処理
主として構成員の出資割合に応じて資産、負債、収益及び費用を認識する方法によっております。
 - ③ グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 一定の期間にわたり収益を認識した完成工事高
- ・ 当期計算書類に計上した金額 12,828百万円
 - ・ 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。
- (2) 繰延税金資産
- ・ 当期計算書類に計上した金額 262百万円

・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
連結計算書類の連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務		
①担保に供している資産	建物	630百万円
	土地	2,413百万円
	合計	3,043百万円
②担保に係る債務	短期借入金	50百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額		3,906百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	短期金銭債権	517百万円
	短期金銭債務	88百万円

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出しております。

②再評価を行った年月日	2000年3月31日
③再評価を行った土地の当期末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	△939百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高		
① 営業取引による取引高	売上高	2,036百万円
	仕入高	609百万円
② 営業取引以外の取引による取引高		172百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	213,902	4	10,000	203,906

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる4株であります。

減少数の内訳は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による10,000株であります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位 百万円)

	土木関連	建築関連	兼業事業	計	合計
売上高					
官庁	4,890	2,338	－	7,228	7,228
民間	774	10,399	614	11,788	11,788
顧客との契約から生じる収益	5,665	12,737	614	19,017	19,017
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	5,665	12,737	614	19,017	19,017

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、貸借対照表上、売上債権は「受取手形」、「完成工事未収入金」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」に含めております。

(単位 百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
売上債権	4,239	2,356
契約資産	4,049	2,668
契約負債	919	2,505

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2024年3月31日時点で20,366百万円です。当該履行義務は、主に土木・建築事業におけるものであり、期末日後概ね2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	847円51銭
1株当たり当期純損失	6円39銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口 宗夫

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥見 正浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役	渡	邊	秀	幸	Ⓢ
社外監査役	丸	山	和	貴	Ⓢ
社外監査役	木	部	和	雄	Ⓢ
社外監査役	増	田	順	一	Ⓢ

以上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)